

文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」 H19. 4. 1

<特別支援教育の理念>

- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- 特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において実施されるものである。
- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

○障害等に配慮した「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う「特別支援教育」へ

障害者の権利に関する条約（教育関係）

<目的>

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

<経緯>

- 平成 18 年 12 月 国連総会において採択
- 平成 19 年 9 月 日本国署名
- 平成 23 年 8 月 障害者基本法改正
- 平成 24 年 7 月 中教審初等中等教育分科会報告
- 平成 25 年 6 月 障害者差別解消法公布（H28. 4. 1 施行）
- 平成 25 年 8 月 学校教育法施行令改正（H25. 9. 1 施行）
- 平成 26 年 1 月 日本国批准（H26. 2. 19 発効）

<教育部分（第 24 条）>

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system at all levels）及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償の義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - 個人に必要とされる合理的配慮（reasonable accommodation）が提供されること。
 - 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

<参考> 「general education system」には特別支援学校が含まれると解される。（外務省回答）

○インクルーシブ教育システムの理念

○合理的配慮の提供

※ 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての権利及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担*を課さないものをいう。（条約第 2 条）

*負担：「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指す。（外務省回答）

障害者基本法の一部改正 H23. 8. 5 公布・施行

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～ H24. 7. 23

<内容>

- 共生社会の形成に向けて（インクルーシブ教育システムの構築、特別支援教育の推進等）

〔インクルーシブ教育システム（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）について（要約）〕

○ 障害者の権利に関する条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

2 就学相談・就学先決定の在り方について（早期からの教育相談・支援の充実、就学先決定の仕組みの改正等）

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

4 多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の整備と学校間連携等の推進

5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

<趣旨>

中教審初等中等教育分科会報告において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえて改正

<改正の概要>

・就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等（その障害が学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のもの）について、**特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することを可能としていた従来の規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。**

〔文部科学省通知（H25. 9. 1）留意事項〕

障害のある児童生徒等の就学に関する手続きについては、**障害者基本法第 16 条の規定を踏まえて対応する必要がある**こと。特に、保護者等の意見の聴取は、十分な時間的余裕をもって行うものとし、**保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない**こと。

・上記の他、**障害の状態等の変化を踏まえた転学、視覚障害者等による区域外就学等、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大等**について規定を整備

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の成立 H25. 6. 26 公布 H28. 4. 1 施行

障害者基本法
第 4 条

基本原則
差別の禁止

第 1 項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第 2 項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

具体化

- 差別的取扱いの禁止 国・地方公共団体等 ⇒ 法的義務 民間事業者 ⇒ 法的義務
- 合理的配慮の不提供の禁止 国・地方公共団体等 ⇒ 法的義務 民間事業者 ⇒ 努力義務

- ※国の動き 平成27年 2月 (差別解消法に基づく) 基本方針の策定
- 平成27年11月 (差別解消法に基づく) 文科省所管事業分野の対応指針の策定
- ※愛知県の動き 平成27年12月 障害者差別解消推進条例の制定
- 平成28年 1月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領の施行

合理的配慮の例

※合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画等に明記することが望ましい。

- 視覚障害(弱視)のある子 → 廊下側の前方に座席を配置、教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 肢体不自由のある子 → 教室を1階に配置、車椅子の目線に合わせた掲示物等の配置、車椅子で廊下を安全に移動するための段差の解消
- 学習障害(LD)のある子 → 板書計画を印刷して配布、デジタルカメラ等による板書撮影、ICレコーダー等による授業中の教員の説明等の録音(データの管理方法等について留意)
- 聴覚障害(難聴)のある子 → 教室前方かつ難聴が軽度の方の耳の聴力を生かす側に座席を配置、FM補聴器の利用、口形をハッキリさせた形での会話

<参考>

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース⇒合理的配慮による実践事例及び関連情報を掲載(国立特別支援教育総合研究所HP URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

特別支援教育の推進

～障害者の権利に関する条約への対応～



平成 28 年 1 月

愛知県教育委員会